

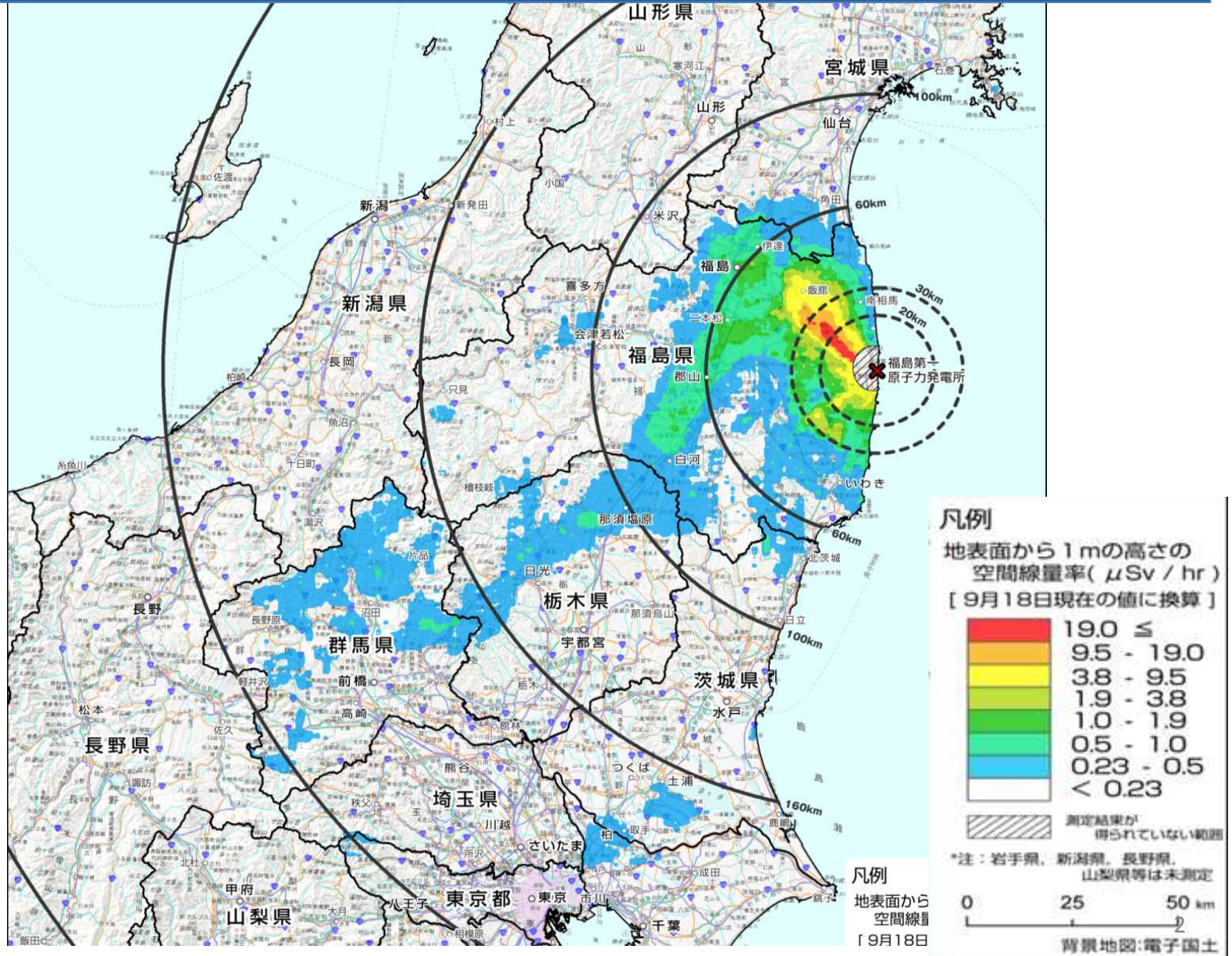
東日本大震災後の 福島県における復興状況及び 建設リサイクルの役割について

平成25年3月11日

近畿地方環境事務所

廃棄物・リサイクル対策課長 馬場 康弘

文部科学省による航空機モニタリングの結果 (セシウム134、137の沈着量)



今般の事故による環境汚染の発生メカニズム

- 福島第一原子力発電所の事故によって、大気中に放出された放射性物質は、風によって広い地域に移動・拡散。その拡散は一樣ではなく、その時に雨が降った地域では、原発から遠く離れていても多くの放射性物質が降下。
- 降下した放射性物質は、土、草木、建物、道路等の表面に付着したり、土・泥や落葉などに染み込んだ。また、風雨により洗い流されたものが雨樋や側溝などに集まった。
- 今回の事故で大気中に放出された放射性物質の主なものはヨウ素-131、セシウム-134、セシウム-137。このうち、現在(2012年3月)まで広範囲に残って環境を汚染し、事故以前に自然からあった放射線に加えて、人が受ける被ばく量増加の主な原因となっているのは、セシウム-134(半減期2年)、セシウム-137(半減期30年)。
 - プルトニウム、ストロンチウムも放出されたが、主たる被ばく原因はセシウム₃

除染実施に関する基本的考え方

縦軸: 年間被ばく線量
[mSv/年]

国際放射線防護委員会 (ICRP)の考え方

除染に関する緊急実施基本方針 (平成23年8月26日原子力災害対策本部決定)

緊急時被ばく状況

[計画的避難区域、警戒区域]

原子力事故など緊急事態において、緊急活動を要する状況

年間20mSv以下への
移行を目指す

- 住民の帰還が実現するまで、国が主体的に除染を実施。

現存被ばく状況

緊急事態後の長期被ばく状況

長期的な目標
追加被ばく線量を
年間1mSvとする

[比較的高線量]

大規模作業を伴う
面的除染が必要

- 市町村が、除染計画を作成し実施。

[比較的低線量]

側溝や雨樋など
ホットスポットを
集中的に除染

- 国は、専門家の派遣、財政支援により円滑な除染を支援。

100mSv/年

20mSv/年

1mSv/年

警戒区域及び計画的避難区域



双葉町(※)を除く11市町村において、詳細モニタリング等除染作業を実施中。

※双葉町については、町より除染モデル事業の実施は見送る旨、連絡あり。

除染の進め方

本年1月1日に全面施行した放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針にのっとり、除染に取り組む。人の健康の保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施。除染に伴い発生した土壌等は、安全に収集・運搬、仮置き、処分する。

除染特別地域(直轄地域)

- 国が直接除染を行う地域。警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の11市町村(※)を指定。
- 各市町村の意向を踏まえつつ、それぞれの特別地域内除染実施計画を策定し、それに沿って取り組む。

※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域。田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。

市町村が除染を行う地域(非直轄地域)

- 市町村が中心となって除染を行う地域。毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域である8県(※)104市町村を汚染状況重点調査地域として指定。
- 各市町村が調査測定を行い、その結果などを踏まえて除染実施計画を策定し、それに沿って除染を推進。
- 国は、財政的措置や技術的措置を講ずる。

※岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

直轄地域の除染の進め方

当面2年間(平成24・25年度)の方針

特別地域内除染実施計画等にとっとり、放射線量に応じて適切に除染を実施。

○50mSv/年超の地域:

除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

○20～50mSv/年の地域:

平成25年度内を目途に、住居等や農用地における空間線量が20mSv/年以下となることを目指す。

○20mSv/年以下の地域:

長期的に、追加被ばく線量が1mSv/年以下となることを目指す。

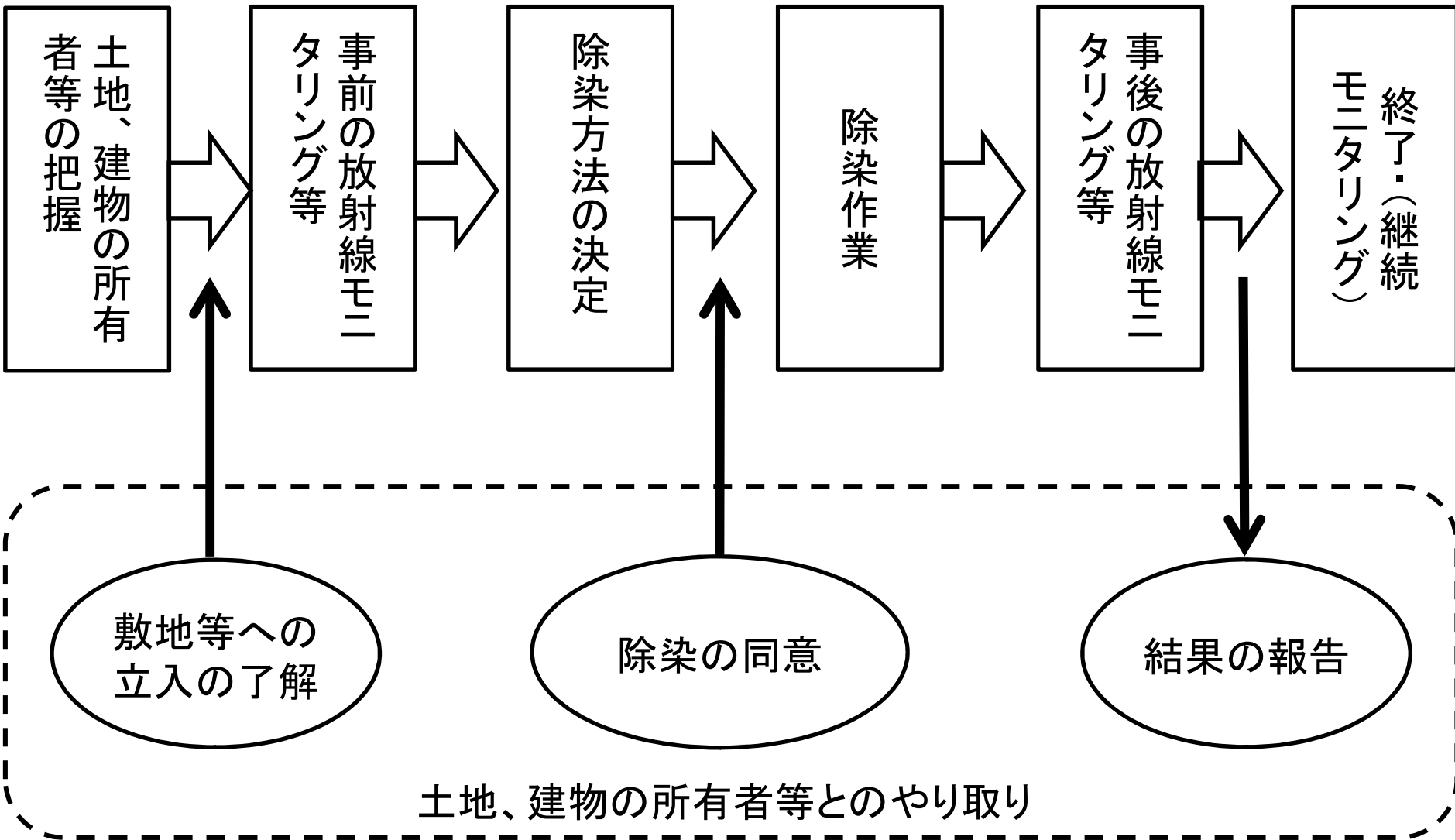


平成26年度以降の方針

○長期的目標として追加被ばく線量が1mSv/年以下となることを目指す。

○2年間の除染の結果について点検・評価し、対応方策を検討。計画の見直しを含め適切な措置を講ずる。

除染工程の一連の流れ



直轄地域の除染の進捗状況

平成24年度においては、4市町村において、本格除染に着手。その結果(効果)については、今後、データの集計、解析・評価を行った上で公表予定。

進捗状況	先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染)				
		事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事	
本格除染作業中・見込み	田村市	○	○	○(4/13) 面積推計:約490ha	○(7/25~) 24年度中実施面積(目標):約490ha	○(確保済み)
	檜葉町	○	○	○(4/13) 面積推計:約2360ha	○(9/6~) 24年度中実施面積(目標):約1,420ha	○(確保済み)
	川内村	○	○	○(4/13) 面積推計:約420ha	○(9/4~) 24年度中実施面積(目標):258ha	○(確保済み)
	飯館村	○	○	○(5/24) 面積推計:約5870ha	○(9/25~) 24年度中実施面積(目標):352ha	○ (一部確保済み)
	川俣町	○	○	○(8/10) 面積推計:約1620ha	25年度公示中	○ (一部確保済み)
	葛尾村	○	○	○(9/28) 面積推計:約1670ha	25年度公示中	○ (一部確保済み)
計画策定済み・ 発注準備	南相馬市	○	○	○(4/18) 面積推計:約6090ha		地元調整中
	浪江町	○	○	○(11/21) 面積推計:約4040ha		地元調整中
	大熊町	○	○	○(12/28) 面積推計:約430ha		地元調整中
計画未策定	富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
	双葉町					

※除染作業の実施には、特別地域内除染実施計画の策定と仮置場の確保が前提

○原子力発電所の安全性が確認されたことを受け、警戒区域及び避難指示区域の見直しを開始し、国としてまずは、基本的考え方を提示。

○見直しに当たって発生しうる諸課題への対応や新たな区域の運用については、今後、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討。

避難指示区域の見直し

- ◆ 現在設定されている避難指示区域(①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域)を一体的に見直し、速やかに県や市町村など関係者と協議を開始し、3月末を一つの目途に新たな避難指示区域の設定を目指す。

(1) 避難指示解除準備区域

(年間20ミリシーベルト以下)

(2) 居住制限区域

(年間20ミリシーベルト超)

- 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する
- 除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す

(3) 帰還困難区域

(5年間を経過してもなお、20ミリシーベルトを下回らないおそれ(現時点で50ミリシーベルト超))

- 長期化する避難生活や生活再建のあり方、自治体機能の維持などについて、国として責任を持って対応していく

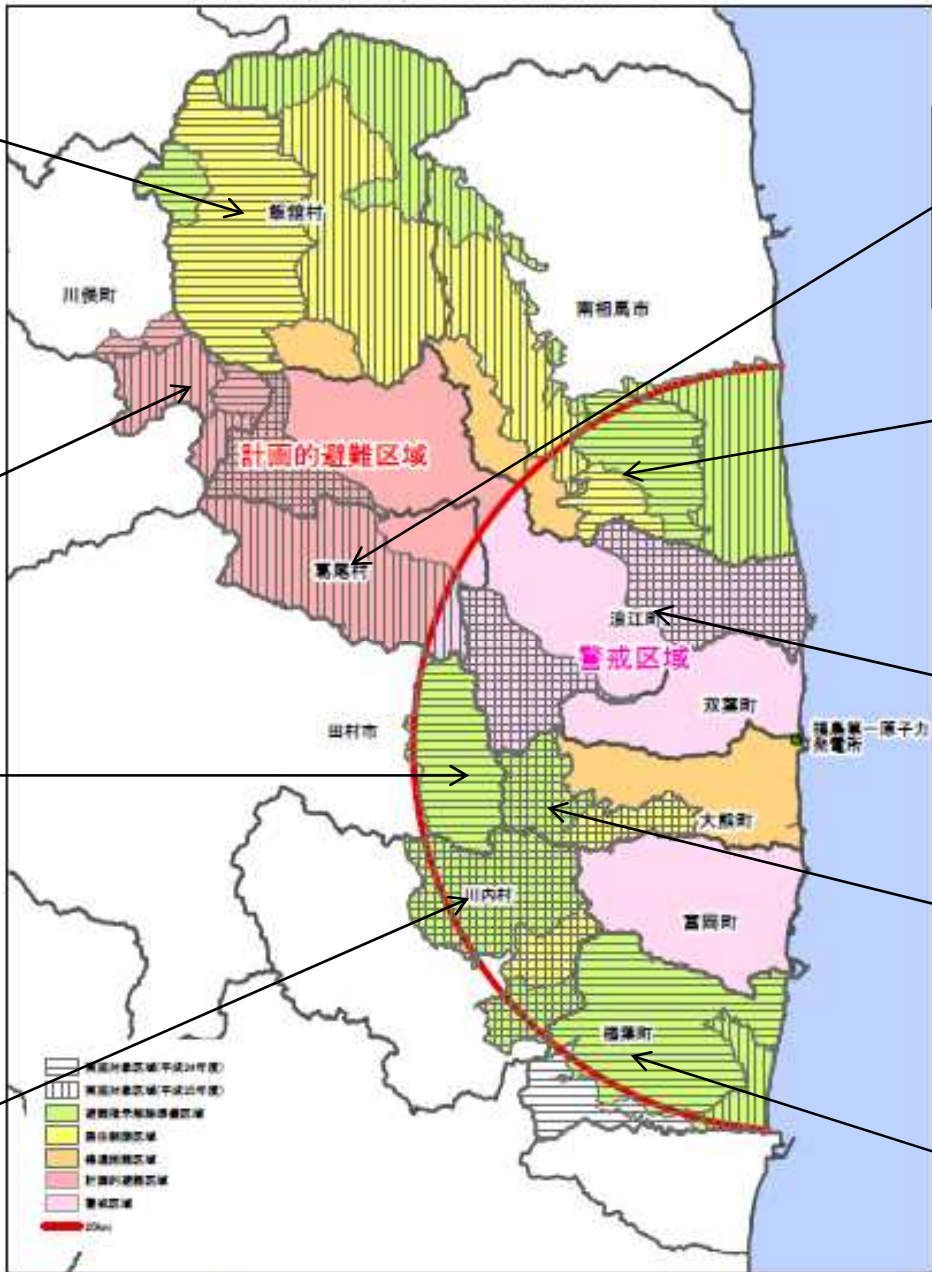
特別地域内除染実施計画における実施対象区域について

飯舘村
 5/24除染実施計画公表
 大成JV
 7/10～同意取得
 9/25～除染開始

川俣町
 8/10除染実施計画公表
 大成JV
 10/9～同意取得
 11/1～除染準備工事開始

田村市
 4/13除染実施計画公表
 鹿島JV
 6/8～同意取得
 7/25～除染開始

川内村
 4/13除染実施計画公表
 大林JV
 6/25～同意取得
 9/4～除染開始



葛尾村
 9/28除染実施計画公表
 仮置場造成工事中
 同意取得準備中

南相馬市
 4/18除染実施計画公表
 仮置場選定中
 同意取得準備中

浪江町
 11/21除染実施計画公表
 仮置場選定中
 同意取得準備中

大熊町
 12/28除染実施計画公表
 仮置場選定中
 同意取得準備中

楢葉町
 4/13除染実施計画公表
 前田JV
 8/1～同意取得
 9/6～除染開始

【避難指示解除準備区域】

避難指示解除準備区域は、引き続き、住民の避難が求められる地域。
区域内への立入り等、具体的な運用は次のとおり。

1. 区域内でできる活動

- ①主要道路における通過交通
- ②住民の一時帰宅(住民による自宅などの片付けや修繕含む)
- ③公益を目的とした立入り(除染、防災・防犯、公的インフラの復旧等)
- ④復旧・復興に不可欠な事業の再開(警察、消防、金融機関、ガソリンスタンド等)
- ⑤居住者を対象としない事業の再開(製造業等)
- ⑥営農・営林の再開(稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応)
- ⑦上記の諸活動に付随する事業の実施のための立入り(事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、廃棄物処理、住居などの修繕工事等)
- ⑧その他復旧・復興に不可欠と認められる事業の再開

2. 区域内でできない活動

- ①本区域内での宿泊
- ②居住者を対象とする事業の再開(ただし、
 1. ⑧に該当するものを除く)※病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業などについては、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理など、事業再開に向けた準備作業は可能)
- ③本区域外からの集客を主とする事業の再開(宿泊業、観光業等)
- ④その他左欄以外の活動

【居住制限区域】

居住制限区域は、引き続き、住民の避難が求められる地域。

区域内への立入り等、具体的な運用は次のとおりであるが、年間積算線量が20ミシーベルトを超えるおそれがあることから、無用な被ばくを防ぐために、不要不急の立入りを控え、用事が終わったら速やかに区域から退出する。

1. 区域内でできる活動	2. 区域内でできない活動
<ul style="list-style-type: none">①主要道路における通過交通②住民の一時帰宅(住民による自宅などの片付けや修繕含む)③公益を目的とした立入り(除染、防災・防犯、防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧等)④例外的に認められる事業の再開	<ul style="list-style-type: none">①本区域内での宿泊②その他左欄以外の活動

【帰還困難区域】

帰還困難区域は、線量レベルが非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める地域。

従来と同様の一時立入りを実施する方針であるが、可能な限り住民の意向に配慮した形で実施することを検討中。立入りの際は、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底する。

非直轄地域の除染の進め方

- 除染に関する緊急実施基本方針を受け、福島県内33市町村が除染実施計画を策定。既に除染事業に着手。
- 放射線物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画を策定し、本格除染を実施。上記33市町村は、順次この計画に移行し、引き続き除染を実施。
- 国は、除染のための財政的措置(基金・補助金)や専門家派遣等の仕組みを用意。

原子力災害対策特別措置法の下での取組

除染に関する緊急実施基本方針
+ 市町村による除染実施ガイドライン

平成23年8月26日 原子力災害対策本部決定

市町村計画策定

市町村による除染開始

放射性物質汚染対処特措法

平成23年8月30日 公布・一部施行
平成24年1月1日 全面施行

重点調査地域の指定

市町村の除染実施計画策定

市町村による本格除染の実施

順次移行

非直轄地域の除染の進捗状況(全体)

下線の市町村が、計画の協議終了(平成24年9月18日時点)

	市町村数	指定地域
岩手県	3	<u>一関市</u> 、 <u>奥州市</u> 及び <u>平泉町</u> の全域
宮城県	9	<u>石巻市</u> 、 <u>白石市</u> 、 <u>角田市</u> 、 <u>栗原市</u> 、 <u>七ヶ宿町</u> 、 <u>大河原町</u> 、 <u>丸森町</u> 、 <u>山元町</u> 及び <u>亘理町</u> の全域
福島県	41	<u>福島市</u> ※、 <u>郡山市</u> ※、 <u>いわき市</u> ※、 <u>白河市</u> ※、 <u>須賀川市</u> ※、 <u>相馬市</u> ※、 <u>二本松市</u> ※、 <u>伊達市</u> ※、 <u>本宮市</u> ※、 <u>桑折町</u> ※、 <u>国見町</u> ※、 <u>大玉村</u> ※、 <u>鏡石町</u> ※、 <u>天栄村</u> 、 <u>会津坂下町</u> 、 <u>湯川村</u> ※、 <u>三島町</u> 、 <u>昭和村</u> 、 <u>会津美里町</u> 、 <u>西郷村</u> ※、 <u>泉崎村</u> ※、 <u>中島村</u> ※、 <u>矢吹町</u> ※、 <u>棚倉町</u> ※、 <u>矢祭町</u> 、 <u>塙町</u> 、 <u>鮫川村</u> ※、 <u>石川町</u> ※、 <u>玉川村</u> ※、 <u>平田村</u> ※、 <u>浅川町</u> ※、 <u>古殿町</u> ※、 <u>三春町</u> ※、 <u>小野町</u> ※、 <u>広野町</u> ※、 <u>新地町</u> ※及び <u>柳津町</u> の全域並びに <u>田村市</u> ※、 <u>南相馬市</u> ※、 <u>川俣町</u> ※及び <u>川内村</u> ※の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域
茨城県	20	<u>日立市</u> 、 <u>土浦市</u> 、 <u>龍ヶ崎市</u> 、 <u>常総市</u> 、 <u>常陸太田市</u> 、 <u>高萩市</u> 、 <u>北茨城市</u> 、 <u>取手市</u> 、 <u>牛久市</u> 、 <u>つくば市</u> 、 <u>ひたちなか市</u> 、 <u>鹿嶋市</u> 、 <u>守谷市</u> 、 <u>稲敷市</u> 、 <u>鉾田市</u> 、 <u>つくばみらい市</u> 、 <u>東海村</u> 、 <u>美浦村</u> 、 <u>阿見町</u> 及び <u>利根町</u> の全域
栃木県	8	<u>佐野市</u> 、 <u>鹿沼市</u> 、 <u>日光市</u> 、 <u>大田原市</u> 、 <u>矢板市</u> 、 <u>那須塩原市</u> 、 <u>塩谷町</u> 及び <u>那須町</u> の全域
群馬県	12	<u>桐生市</u> 、 <u>沼田市</u> 、 <u>渋川市</u> 、 <u>安中市</u> 、 <u>みどり市</u> 、 <u>下仁田町</u> 、 <u>中之条町</u> 、 <u>高山村</u> 、 <u>東吾妻町</u> 、 <u>片品村</u> 、 <u>川場村</u> 及び <u>みなかみ町</u> の全域
埼玉県	2	<u>三郷市</u> 及び <u>吉川市</u> の全域
千葉県	9	<u>松戸市</u> 、 <u>野田市</u> 、 <u>佐倉市</u> 、 <u>柏市</u> 、 <u>流山市</u> 、 <u>我孫子市</u> 、 <u>鎌ヶ谷市</u> 、 <u>印西市</u> 及び <u>白井市</u> の全域
計	104	

※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定している市町村

非直轄地域の除染の進捗状況（福島市の例）

- 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画を策定済み（平成24年5月21日）。
- 平成28年9月までの5年間（重点期間は2年間）を計画期間とし、比較的線量の高い「大波地区」と「渡利地区」や子どもを中心に市民が長時間滞在する施設を優先的に、除染を実施することとしている。
- 福島市における除染予定及び進捗状況は以下のとおり。大波地区の住宅及び学校・保育所において除染が進められている。



: 除染終了

出典：福島市ふるさと除染実施計画

(参考) 檜葉町役場周辺除染の結果報告

対 象	空間線量率(1m高さ) μSv/h		低減率	備 考
	除染前	除染後		
アスファルト舗装	約0.8	約0.4	約50%	・高圧水洗浄
芝 地	約1.0	約0.3~0.4	約60%	・芝刈り+表土除去
森 林	約1.7	約1.0	約40%	・杉林 ・落葉, 堆積物の除去
畑	約0.8	約0.4	約40%	・天地返し

※ 作業期間は平成24年1月~3月

(参考) 檜葉町拠点施設緊急除染の結果報告

対 象	空間線量率 $\mu\text{Sv/h}$				低減率	
	除染前 (3月8日計測)		除染後 (4月2日計測)			
	地上1m	地上1cm	地上1m	地上1cm	地上1m	地上1cm
旭ヶ丘地区 集会所	0.71	0.63	0.32	0.26	55%	59%
松館地区 集会所	0.99	0.73	0.78	0.50	21%	32%
繁岡地区 集会所	0.84	0.65	0.65	0.35	23%	46%
営団地区 集会所	0.76	0.58	0.43	0.36	43%	38%
波倉地区 集会所	1.25	1.23	0.80	0.91	36%	26%

- ※ 各集会の出入り口での測定結果です。
- ※ 事業終了後、データを整理しまして、みなさまにご報告いたします。

対策地域内廃棄物処理計画の概要

(田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯舘村)

放射性物質汚染対処特措法において、国は、対策地域内廃棄物の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないとされている。本計画は、現に相当量の処理が必要となっている災害廃棄物と除染廃棄物について、その適正な処理の実施に関し必要な事項等を定めるもの。主な内容は、以下のとおり。

なお、災害廃棄物・除染廃棄物以外の対策地域内廃棄物の処理については、引き続き検討を行い、必要に応じて計画に追加することとしている。

(1) 処理量の見込み

① 災害廃棄物

可燃物約17万t、不燃物約30万t、計約47万t(沿岸6市町)

② 除染廃棄物

除染の実施方法が明確になった時点で量の予測を行う。

(2) 計画の目標

① 災害廃棄物

沿岸部の市町については、空間線量率が特に高い地域を除き、仮置場の確保を前提として、平成24年度内を目途に仮置場へ搬入する。また、平成26年3月末までの処理を目指す。除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜目標を見直す。

内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握したうえで、各市町村と調整。

線量の高い地域については、除染のモデル事業を踏まえて今後検討。

② 除染廃棄物

廃棄物の種類及び発生量等の予測を踏まえ、今後検討する。

(3) 目標達成のため必要な措置に関する基本的事項

① 災害廃棄物

- ・ 災害廃棄物の発生場所の近傍に、災害廃棄物を選別し、中間処理するための仮置場を設ける。
- ・ 安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、焼却等の中間処理等により減容化を図る。
- ・ コンクリートくず等については復興のために利用可能な資材とするなど、可能な限り災害廃棄物の再生を図る。
- ・ 中間処理後の焼却灰等の処分については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について（平成23年10月29日環境省）」に基づき、実施する。 等

② 除染廃棄物

今後設定する目標を踏まえ、必要な措置を検討する。

対策地域内(沿岸自治体)における災害廃棄物の状況

*1:1000t未満は四捨五入。土砂量除く。

*2:セシウム134とセシウム137との合計値。がれきの組成別に加重平均として記載。100Bq/kg未満は四捨五入。

市町村名	災害廃棄物推定量(t)*1		放射性セシウム濃度 (Bq/kg)*2	仮置場想 定面積 (m ²)
	合計推定量	可燃物量	可燃物中セシウム濃度	
		不燃物量	不燃物中セシウム濃度	
南相馬市	183,000	74,000	2,800	111,000
		109,000	200	
浪江町	178,000	46,000	1,300	103,000
		132,000	200	
双葉町	12,000	5,000	9,700	11,000
		7,000	900	
大熊町	29,000	17,000	58,700	18,000
		12,000	11,600	
富岡町	47,000	17,000	11,500	27,000
		30,000	1,100	
楢葉町	25,000	10,000	3,500	21,000
		15,000	1,000	
合計	474,000	169,000	—	291,000
		305,000		

汚染廃棄物対策地域の廃棄物処理の進捗状況

		仮置場	仮設焼却炉	災害廃棄物以外の対策地域内 廃棄物の処理施設の確保
沿岸自治体	南相馬市	・3か所造成中、うち1か所部分供用開始済み ・4か所工事準備中	住民説明中	既存施設における生活ごみ焼却について住民説明中
	浪江町	候補地検討中	候補地検討中	処理方針検討中
	大熊町	候補地検討中	処理方針検討中	処理方針検討中
	双葉町	廃棄物処理計画未策定		
	富岡町	・2か所住民説明中	住民説明中	既存施設における生活ごみ焼却について検討中
	楢葉町	・2か所造成中 ・1か所工事準備中 ・その他候補地検討中	候補地検討中	既存施設にて生活ごみ焼却処理中
内陸自治体	飯舘村	候補地検討中	仮設炉設置について住民説明中	
	川俣町	処理方針検討中	処理方針検討中	処理方針検討中
	葛尾村	・2か所住民説明中	住民説明中	処理方針検討中
	川内村	・1か所造成中	工事準備中	既存施設にて生活ごみ焼却処理中
	田村市	処理方針検討中	処理方針検討中	処理方針検討中

不燃がれきのリサイクル基準

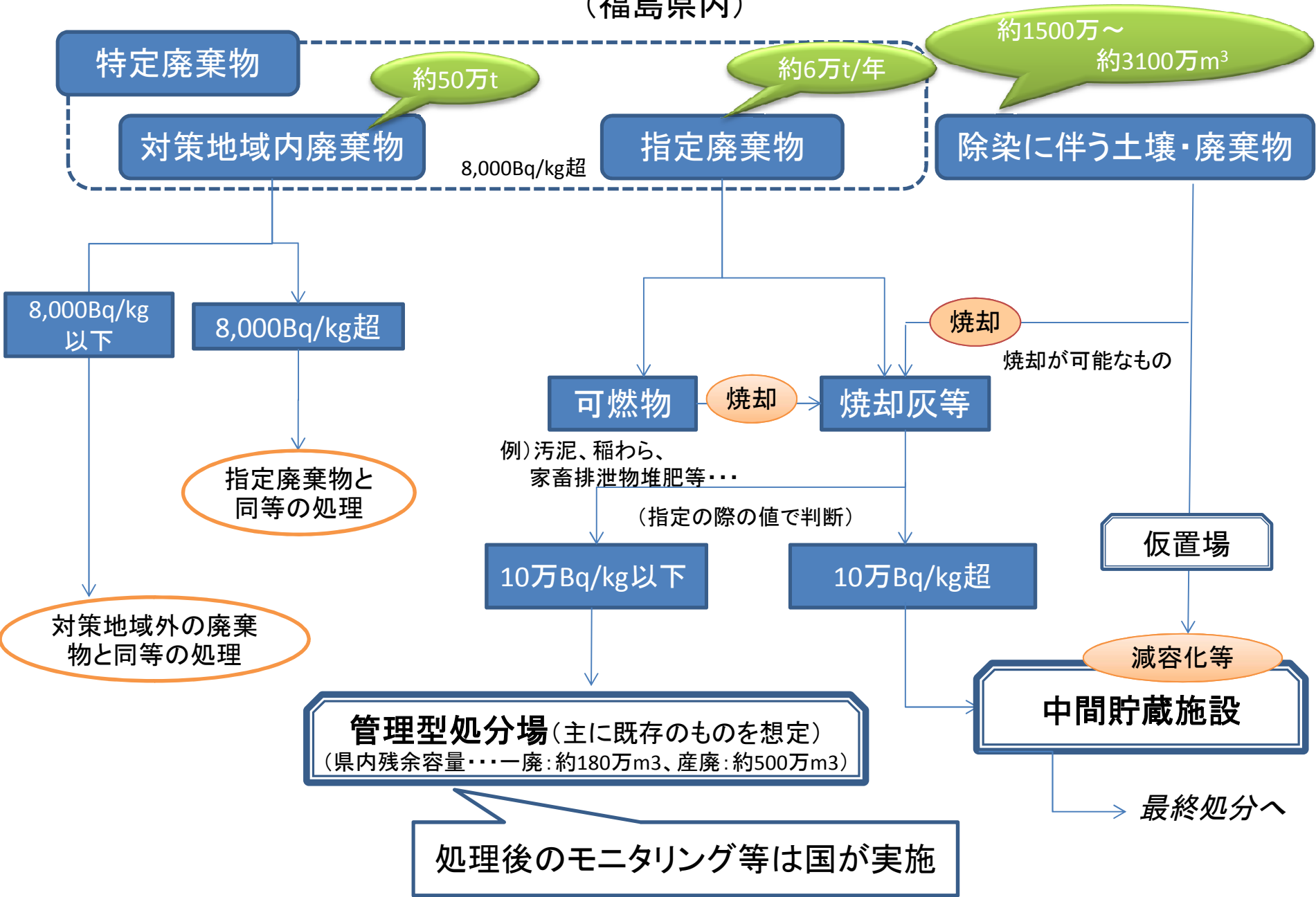
- 以下のいずれかを満たす場合、再利用等が可能

①再資源化資材等の放射能濃度が100Bq/kg以下であること。
ただし、浜通り及び中通りにおける道路、河川等の屋外の公共工事で使用する再資源化資材については、0.23 μ Sv/h以下であることを確認。

②利用者・周辺居住者の被ばく線量が10 μ Sv/年となるよう管理された状態で屋外において遮蔽効果を有する資材等を用いて利用（例えば、3,000Bq/kg以下の資材等を30cm以上の覆土等をして用いる場合）

特定廃棄物及び除染に伴う廃棄物の処理フロー (福島県内)

図2



中間貯蔵施設に係るこれまでの動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

主な内容

- ・ 施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 平成24年度内に立地場所を選定する
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町2カ所、大熊町9カ所、楡葉町1カ所)に分散設置する考え方を説明

中間貯蔵施設のイメージ

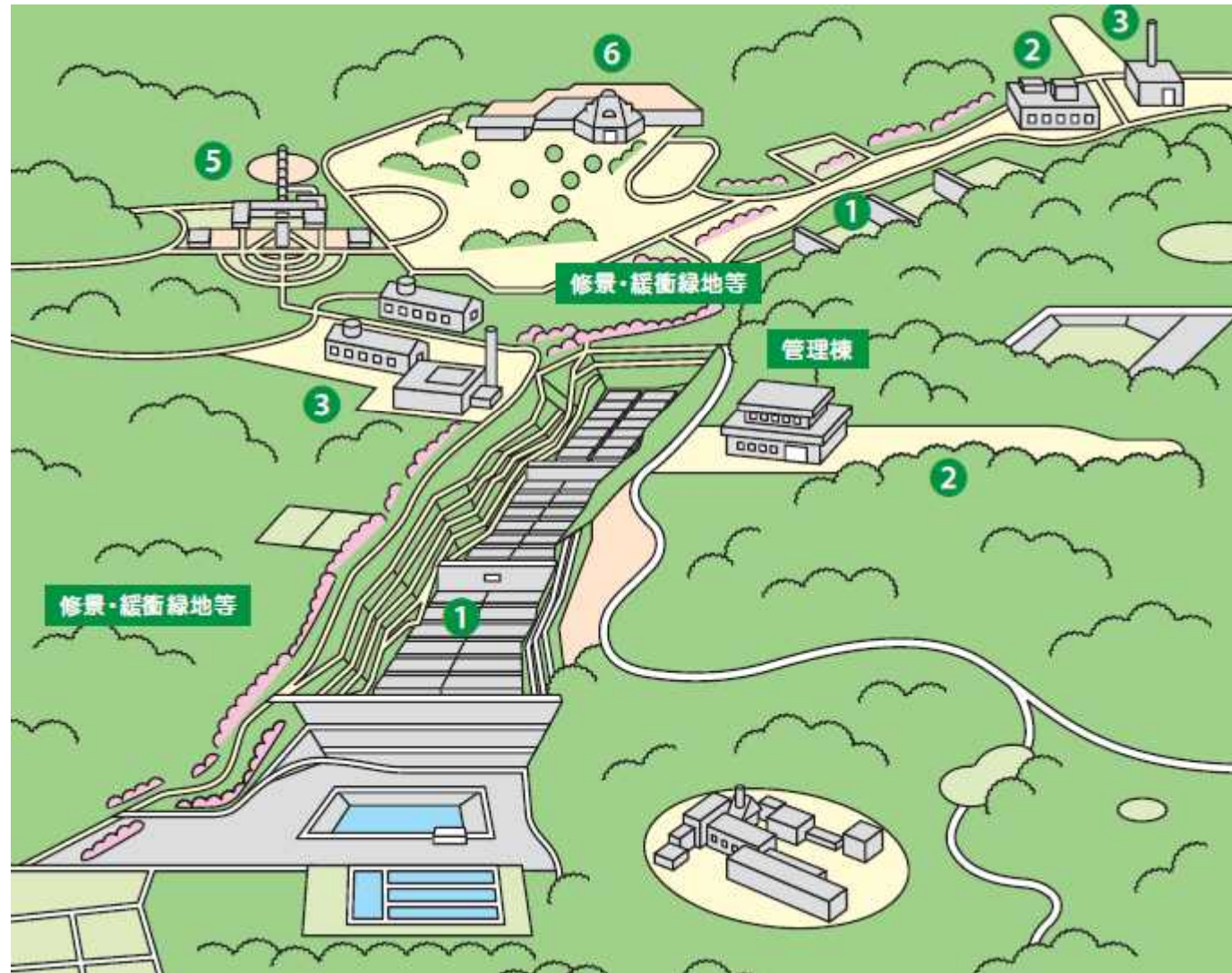


※本イメージ図は現時点で想定される施設・構造の例を示したものであり、実際の施設・構造は変わりうるものである。

中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設は、下記のように様々な機能をもつ施設から構成される予定

- ①貯蔵施設
- ②受入・分別施設
- ③減容化施設
- ④常時モニタリング施設(様々な場所に配置)
- ⑤研究等施設
- ⑥情報公開センター



[中間貯蔵施設の大きさ(想定)]

施設全体の容量 約1,500万～約2,800万 m^3 東京ドーム(約124万 m^3)の約12～23倍

中間貯蔵施設に係る最近の動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、楡葉町)に分散設置する考え方を説明

平成24年8月 福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明

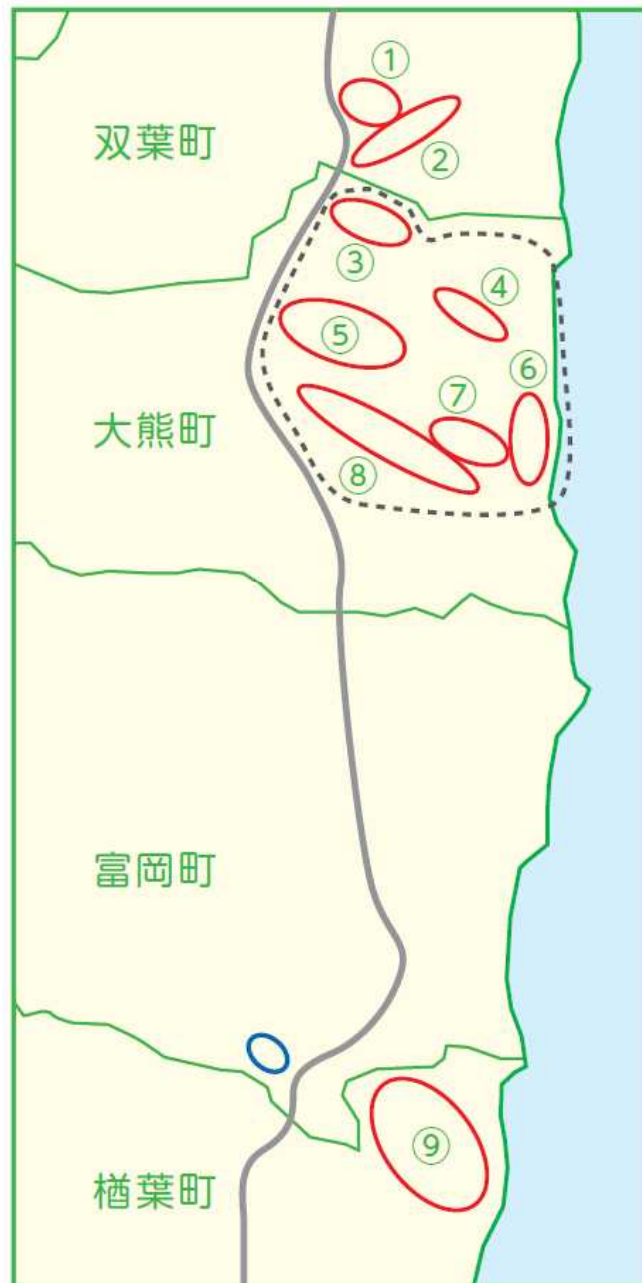
平成24年11月 福島県及び双葉郡町村長の協議の場において、福島県知事から、調査の受入表明

中間貯蔵施設に関する調査について①

現在、中間貯蔵施設の具体像をお示しするために必要な現地調査を行う予定

目的	調査項目	内容
施設の設計・設置 の具体化のため	現地踏査	<ul style="list-style-type: none">・調査の実施地点の特定・水源の把握・地質分布状況の把握
	ボーリング調査	<ul style="list-style-type: none">・保管施設などの安全性確保・地質や地下水位などの把握・地盤の硬さなどの把握
	線量測定	<ul style="list-style-type: none">・作業員の健康管理・設計、安全性のための基礎データ取得・環境への影響の評価のための補完的データの取得
	盛土試験	<ul style="list-style-type: none">・盛土の踏み固めに必要となる重機の 転圧回数などの把握
環境への影響を 評価するため	環境調査	<ul style="list-style-type: none">・動植物などの現況の把握・放射性物質による人や野生動物への 影響の評価のためのデータ取得
安全な搬入のため	交通量調査・ 道路状況調査	<ul style="list-style-type: none">・搬入計画策定のために必要な交通量や 道路状況などの把握

中間貯蔵施設に関する調査について②



中間貯蔵施設の調査候補地は、次のような観点から選定

- ① 必要な敷地面積の確保
- ② 土壌や廃棄物が大量に発生する地域からの近さ
- ③ 主要幹線道路へのアクセス
- ④ 断層、軟弱地盤などを避ける
- ⑤ 河川の流れの変更などの最小限化

○ 中間貯蔵施設に係る調査候補地

○ 既存の管理型処分場

※この調査候補地に示した地点は、あくまで現時点で調査を実施することを想定している大まかな範囲を示したものです。調査を進めていく中で、この範囲の周辺での調査も実施する場合があります。